

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬場 勝也

奈良県人事委員会規則第三十二号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十 自己啓発等休業職員（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十九年三月奈良県条例第五十三号）第二条の規定により自己啓発等休業をしている職員をいう。）

第六条第二項第二号及び第八条第六号中「及び第九号」を「第九号及び第十号」に改める。

第十二条第二項第二号中「及び第九号」を「第九号及び第十号」に改め、同項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 勤務時間条例第十五条の二第一項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

第十五条中「前条各号」を「同項各号」に、「同条各号」を「同項各号」に改める。
別表第一備考3を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。